大阪府知事　松井　一郎　様

**大阪北部地震から被災者の生活と営業の再建を求める**

**緊急要望書**

２０１８年７月１０日

大阪商工団体連合会

　　　　　　　会長　藤川　隆広

【要望趣旨】

日頃、中小業者の営業と生活を守るために、ご尽力頂きありがとうございます。

大阪北部地震発生から３週間が経過しました。大阪府下では住宅の損壊が日を追うごとに明らかになり増大しています。全壊や半壊は５０棟ですが、一部損壊は１万８千棟以上に広がっています（６／２９現在、大阪府調べ）。同時に、店舗、工場、機械、商品、備品などの損壊など中小業者の被災も広がっており、実態把握が進むにつれ、今後も広がる可能性は十分考えられます。

しかし、大阪府の支援策は住宅の一部損壊への見舞金程度で、しかも住民税非課税世帯などに限られ、営業支援もあまりに貧弱です。

住家被害状況調査（全壊・半壊・一部損壊）、住まいの相談などのための市町村への人的支援、府営住宅や民間賃貸住宅を活用した被災者の無償一時入居など被災者の安全の確保と生活の再建支援は急務です。同時に、中小業者支援策について緊急に下記の対策を国や当該市と協力して行うよう求めます。

【要望事項】

1. 住家被害の全容をすみやかに把握し、「半壊・一部損壊」世帯の補修への補助を国に強く求める

とともに、府としてせめて京都府や鳥取県などのような独自支援を早急におこなってください。また、店舗・工場などの被害状況を把握し、生業再建に必要な施設・設備も支援できるようにしてください。

（２）中小企業・小規模事業者への災害復旧貸付を無利子とするよう国に働きかけるとともに、実現まで府独自に無担保・無保証・無利子、据置・返済期間が長期の運転資金を創設し、当座の資金繰りを支援してください。債務免除などの特別措置の実施など国に要望してください。

1. 国税・地方税・社会保険料に対しては、国税徴収法や地方税法に基づいた徴収の猶予、換価

の猶予、滞納処分の停止を行うよう関係機関に働きかけてください。国民健康保険については減免制度を「一部損壊」世帯でも利用できるよう予算措置を講じてください。

（４）耐震や防災、修繕・改修など大阪府および各市の仕事や公共事業を小規模事業者に優先発注するよう、各課にも徹底してください。また、住宅リフォーム助成制度や商店リニューアル助成制度など耐震化対策とあわせて住民に役立ち中小業者の仕事おこしにつながる施策を創設・拡充してください。

以上